

答申第6号

平成28年9月2日

行田市教育委員会教育長 森 郁子 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 町田 知啓

答申書

平成28年6月17日付け行教第592号で諮詢の
あった件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

行田市教育委員会が、「平成〇〇年度〇〇〇〇に係る県
〇〇〇〇より要請があつて提出した〇〇〇〇に関する
『参考文書』」を一部不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯等

省略

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるもの
である。

第4 申立人の主張要旨

省略

第5 実施機関の説明要旨

省略

第6 審査会の判断

1 本件申立てについて

省略

2 基本的な考え方

条例の基本的理念は、市が保有する自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより、個人の基本的人権の擁護を図るものである。

このように、原則として、自己情報は開示することとされているが、開示することにより、事務の目的が失われたり、行政の公正かつ適正な事務執行に支障が生ずるおそれがある場合もあることから、これを必要最小限度、例外的に不開示とすることは、そもそも個人情報保護制度それ自体に内在する制約であるといえる。

このため、条例の制定に際しては、制度の趣旨、自己情報の開示・不開示に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、開示が原則であっても、例外的に不開示とせざるを得ない自己情報については、条例第14条において適用除外事項として具体的に類型化して規定したものであると考えられる。

3 「○○○○」における結論の根拠について

省略

4 条例第14条第2号及び同条第6号エの該当性について

条例第14条第2号は、評価、診断等に関するものの取扱いについて定めたものである。この条文中に「開示しないことが正当であると認められるもの」とあり、その解釈として「行田市情報公開条例・行田市個人情報保護条例の解釈と運用」(以下「解釈と運用」という。)によれば、①本人の人格形成・自立助長への悪影響を及ぼす場合、②今後の指導が困難又は指導的効果が期待できなくなる場合、③事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある場合等が例示的に挙げられている。したがって、不開示情報とされている評価とは、一般的な用語としてそれが意味するもの全てを指すものではなく、開示することにより①から③等の事由により支障が生じる蓋然性が高いものに限定して解釈することが、条例の基本理念及び趣旨に照らし妥当であると考えられる。

また、条例第14条第6号は、開示することにより事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものの取扱いについて定めたもので、同号エは、その例示として「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを挙げている。その解釈として、『解釈と運用』によれば、開示することにより、市と職員相互の信頼関係を損なうおそれ等のあるものを意味するとしている。したがって、不開示とされるべき人事管理事務に関する情報とは、人事管理事務に関する個人情報を指すものではなく、人事管理事務の公正性・円滑性が具体的に害される蓋然性が高いものに限定して解釈することが、上記第2号の場合と同様、条例の基

本理念及び趣旨に照らし妥当であると考えられる。

実施機関は、条例第14条第2号及び第6号エの該当理由の説明として、開示が開示することが前提となると率直な意見を記入することができなくなるおそれがあることなどを挙げている。

これらの点については、名古屋地裁平成5年9月13日判決、大阪地裁平成17年3月15日判決等の判例においても指摘されたとおり、開示することにより人事行政の目的の達成が損なわれるものであり、ひいては人事の公正性の確保が困難になる蓋然性が高いことから、これらを不開示の理由とするることは相当な合理性を有するものであり、実施機関の判断は妥当であると考えられる。

5 条例第15条第2項の該当性について 省略

6 審査会の結論

以上の理由から、本件処分については、上述の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第7 付言

省略

第8 審査経過等

平成28年6月17日 実施機関より諮詢。

7月25日 審査会開催。

8月22日 審査会開催。

9月 2日 答申。

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会長	町田 知啓	弁護士
副会長	青柳 卓弥	大学教授
委員	加藤 道子	弁護士
委員	岩切 大地	大学准教授
委員	島村 和男	元県職員